

【岐阜県委託事業】

看護補助者就業促進研修事業実施要領

1 事業目的

看護職員の確保のため、就業を希望する看護補助者が安心して就業できるよう、医療機関等において、必要な研修を実施し就業の促進を図る。

2 実施期間

契約日から令和9年2月28日まで

3 事業概要

- ・公益社団法人岐阜県看護協会（以下「県看護協会」という。）は、看護補助者の確保を目的として実施する就業希望者に対する研修を医療機関等に委託する。
- ・研修事業を実施する施設は事業計画書（第1号様式）を提出し、計画内容に基づき県看護協会と委託契約を締結する。なお、研修内容については県看護協会と協議し効果的な内容とすること。

4 事業対象となる施設

県内医療機関（病院、有床診療所）等

5 事業対象予定回数 5回程度

予定回数を超える実施申込みがあった場合、県と協議の上、予算の範囲内で調整する。

6 委託内容

- ・就業希望者に対して研修事業を実施する。研修期間は2日以内、委託金額は研修1回につき50千円を上限とする。ただし、1施設につき3回を限度とする。
- ・実施施設が委託契約により請求できる経費は次のとおりとする。ただし、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものを除く。
- ・研修を実施できなかった場合の経費は負担しない。

①人件費	<ul style="list-style-type: none">・研修を担当する職員にかかる人件費。・人件費の算出に当たっては、係る職員の平均日額を算出する等、金額の根拠を明確にするとともに、勤務記録上の就業内容について齟齬を生じさせないようにしておくこと。・請求できる人件費単価等の上限は、一人当たり1,500円/時間（1日8時間以内）とする。
②講師謝金及び旅費	<ul style="list-style-type: none">・自施設の外部から、認定看護師等、研修内容に応じて必要な講師を招へいする場合の謝金及び旅費。・講師謝金の上限は6,000円/時間（1回の研修につき2時間まで）とする。・旅費は県内から招へいする場合のみを対象とする。（各実施施設の規定額）・謝金及び旅費は支払明細書等、算出根拠を明確にすること。
③消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・研修に直接使用する消耗品のみを対象とする。継続的に使用できる備品類は対象としない。
④通信運搬費	<ul style="list-style-type: none">・外部講師や受講者との連絡調整に係る郵便等の代金とする。
⑤印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・研修受講者募集に関するチラシ等の印刷費とする。
⑥クリーニング代	<ul style="list-style-type: none">・受講者が着用する白衣のクリーニング代とし、業者等との契約により単価等、金額が明確になっていること。

7 実績報告・経費の請求

- ・研修事業完了後、実績報告書（第2号様式）を提出すること。
- ・県看護協会は内容について検査し経費を確定するので、実施施設は確定額に基づき請求書を提出すること。